

提案内容に関する所管省庁の回答

医療・介護WG関連

番号:1

受付日	30年2月28日	所管省庁への検討要請日	30年3月19日	回答取りまとめ日	30年5月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	ウェアラブルデバイスとデバイスに実装するアプリケーション等の臨床試験や製造販売後調査への活用促進のための環境整備
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 ウェアラブルデバイスとデバイスに実装するアプリケーション等を臨床試験や製造販売後調査への活用を推進するためガイドライン作成など環境整備を求める。</p> <p>【提案理由】ウェアラブルデバイスとデバイスに実装するアプリケーションについて、医薬品の研究開発においての利活用が期待されている。一方で、臨床試験や市販後調査などでウェアラブルデバイスとアプリケーションにより収集されたデータを用いる場合、どのようなデータであれば承認申請等に使用できるのかが不明確である。そこで、信頼性が担保できるデータの基準について、国と臨床試験・市販後調査を実施する企業が議論し明確にするとともに、活用が推進されるようガイドライン等の整備をお願いしたい。この環境整備によって、以下の効果が期待できる。</p> <p>①医薬品の臨床試験や市販後調査の過程において、ウェアラブルデバイスと実装するアプリケーションを活用することにより、対象患者の日常の連続的なデータを収集することで、集めたデータに対する詳細な分析が可能となり、これまでの臨床試験では明らかにならなかったような潜在的な有効性や懸念を早期に明らかにできる。更に、被験者や患者の診察頻度等を減らすことができ、結果的に臨床試験を早期に終了させるなど開発効率を高めたり、被験者や患者さんの状態を経時的に把握することにより高いレベルでの安全性の確保が期待できる。また、ウェアラブルデバイス・アプリケーションは、携帯性に優れるため、先進国だけでなく新興国でも救急救命や診療所での普及拡大、在宅・遠隔医療での活用が可能となり、医療費抑制の課題解決が期待できる。</p> <p>②ウェアラブルデバイス・アプリケーションの活用により、患者に毎回来院してもらう必要がなくなる。また、患者の状態をリアルタイムに把握でき、臨床試験の場を施設から日常生活へシフトできる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	ウェアラブルデバイスから収集する情報に限らず、治験において必要とされる情報の精度は、その治験の目的、治験における情報の位置づけ等を踏まえて、製品の開発者が選定しています。個々の開発毎にその是非について検討されるため、現状、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の相談業務により、個々の治験に応じた助言を行っています。	
該当法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	ウェアラブルデバイスから収集する情報に限らず、治験において用いられる測定法は、その精度、治験の目的、治験における情報の位置づけ等に適切なものかどうかを踏まえて、製品の開発者が選定しています。個々の開発において要求される事項等が異なることから、ガイドラインにより画一的な運用を行うよりも、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の相談業務を活用し、個別の状況に応じた柔軟な対応を行ってゆくことが適切と考えます。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

医療・介護WG関連

番号:2

受付日	30年3月2日	所管省庁への検討要請日	30年4月17日	回答取りまとめ日	30年7月23日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	防除用医薬品・防除用医薬部外品の承認に関わる審査手続きの見直し
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>防除用の医薬品及び医薬部外品の承認に関わる審査手続きについて、以下の見直しを求める。</p> <p>(1)「一部変更」と「軽微変更」の基準の見直し</p> <p>(2)審査期間の目安内での審査実施</p> <p>(3)防除用医薬品に係るPMDAの相談機能の強化</p> <p>【提案理由】</p> <p>(1)「一部変更」と「軽微変更」の基準の見直し</p> <p>規格及び試験方法の変更は一部変更とされているが、より精度の高い分析への変更については、軽微変更として対応できるよう基準を緩和すべきである。</p> <p>また、承認書の誤字訂正の際、農林水産省管轄の動物用医薬品等の場合は軽微変更届の提出で済むところ、動物用以外の医薬品等の場合、厚生労働省へ顛末書を提出し確認を得た上で、PMDAに軽微変更届を提出する必要がある。この手順をPMDAへの軽微変更届のみの提出に見直すべきである。</p> <p>(2)審査期間の目安内での審査実施</p> <p>審査期間の目安(通常品目は12か月、優先品目は9か月)はPMDAより示されているが、防除用医薬品・医薬部外品については、このような目安からかけ離れた実態がある。例えば、新規有効成分を含有する防除用医薬部外品の場合、申請から承認まで5年以上かかった事例もある。加えて、審査期間の想定が困難なためタイムリーに製品を上市できないことも課題となっている。防除用医薬品・医薬部外品の審査手数料も上がっているため、PMDAの該当部署の人材拡充等により、審査期間の目安内で審査を実施すべきである。</p> <p>(3)防除用医薬品に係るPMDAの相談機能の強化</p> <p>医療用医薬品の場合は、簡易相談以外にも臨床試験実施に関する助言をはじめPMDAに相談する機会が多くあるが、防除用医薬品の場合、簡易相談しか当局と直接相談できる場がない。簡易相談は文字どおり簡易な事項しか相談できず、簡易相談を申し込んでも簡易相談の対象外として門前払いされることも多い。その場合は申請者の考えで取りあえず試験を実施して申請してみても、その後、審査の中で当局と議論することになる。しかし、最悪の場合、当局の指導によっては一旦申請を取り下げて、再度、試験を行って申請し直さなければならなくなるリスクがある。こうしたことは、最初に当局に相談できる機会があれば避けられることである。時間や工数、投資が無駄となる事態を避けるため、防除用医薬品に係るPMDAの相談機能を強化すべきである。</p>
提案主体	一般社団法人 日本経済団体連合会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>(1) 医薬品及び医薬部外品について承認された事項を変更する場合は一部変更承認若しくは軽微変更届が必要となります。一部変更承認の変更となる範囲は、当該品目の本質、特性及び安全性に影響を与える製造方法等の変更、規格及び試験方法に掲げる事項の削除及び規格の変更等としています。</p> <p>また、承認書の誤記等の訂正の際は、承認内容の本質の変更に係る場合にのみ顛末書の提出を求め、今後の対応方針(一部変更承認・軽微変更届の別)等を確認していますが、単なる誤字の場合は求めていません。</p> <p>(2) PMDAにおいて一般用医薬品は行政側審査期間7ヶ月(中央値)、医薬部外品は5.5ヶ月(中央値)の目標を設定し、いずれも目標を達成しています。</p> <p>また、審査業務を的確・迅速に遂行するため、審査やこれに伴う手続き等を内容とする「一般用医薬品承認審査実施要領」、「殺虫剤・殺そ剤承認審査実施要領」及び「医薬部外品承認審査実施要領」や各業務に係る「標準業務手順書」等を整備し、審査の迅速化に努めています。</p> <p>ただし、申請内容に対するPMDAからの照会に対し、申請者からの回答に時間を要した場合などは、総審査期間が延長することがあります。</p> <p>(3) 防除用製品については、予定している成分・分量、効能・効果、用法・用量から判断できる承認申請の申請区分及び添付資料、有効成分又は添加物の使用前例等の相談に対してPMDAにおいて簡易相談を実施しています。</p>	
該当法令等	(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性確保等に関する法律第14条第9項/施行規則第47条 (2) - (3) -	
対応の分類	(1) 対応不可 (2) 事実誤認 (3) 事実誤認	
対応の概要	<p>(1) 変更される試験方法の妥当性を審査する必要があることから、今後も一部変更承認申請の対象とします。</p> <p>また、顛末書の提出については、引き続き、承認内容の本質の変更に係る場合にのみ提出を求め、今後の手続きが適切に行われるかを確認していきます。</p> <p>(2) PMDAにおいて行政側審査期間の目標を達成しています。個別の品目において十分なデータがない場合には時間を要することもあります。引き続き、審査の迅速化に努めていきます。</p> <p>(3) PMDAの相談業務に関する内容であり、規制はありません。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

医療・介護WG関連

番号:3

受付日	30年3月2日	所管省庁への検討要請日	30年4月17日	回答取りまとめ日	30年7月23日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	医療機関間における医療機器の共同利用
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 医療機関間において、別経営の医療機関同士がエックス線診断装置等の医療機器を共同利用することを認めるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①規制の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援病院では、二次医療圏に所在する医療機関の登録制度(利用医師等登録制度)を設けることで、医療機器の共同利用を行うことができる。 ・一方で、例えば、ある医療機関(内科)が所有するX線装置を、別経営の医療機関(小児科)が使用し保険請求する場合において、各都道府県から認められた事案は、今のところ確認できていない。 <p>②規制の弊害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関間で検査を目的とした患者紹介は可能だが、カルテ作成や診察など医療費の無駄が生じることとなる。 ・医療モールの場合、入居している各医療機関それぞれがX線装置などの医療機器を所有することになり、医療機器導入コストや設置スペースが無駄となる。 <p>③規制改革の許容性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機器の管理については、当然、所有する医療機関が適切に対応する。 ・保険請求はそれぞれの医療機関が行い、使用量に応じ管理する医療機関へ料金を支払うことで対応する。 <p>④規制改革のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機器を複数の医療機関で共同利用することにより、医療機器導入コストの無駄が削減され医療費の抑制につながる。
提案主体	一般社団法人 日本経済団体連合会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>医療法及び医療法施行規則においては、地域医療支援病院の管理者は当該病院の設備等を当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診察、研究又は研修のために利用させるための体制を確保することとなっています。</p> <p>E200 コンピューター断層撮影(CT撮影)及びE 202 磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)については、撮影装置を持ち、その他の必要な施設基準を満たす保険医療機関を共同施設として登録している場合には、患者が受診している保険医療機関が当該保険医療機関に依頼して行う場合にも算定可能です。この場合の診療報酬の請求は、撮影装置のある保険医療機関ではなく、患者が受診している画像診断を依頼する側の医療機関からの請求となります。この際、保険医療機関間の合議により、依頼側の保険医療機関が撮影に係る必要な費用を撮影装置のある保険医療機関に支払うこととなります。</p> <p>なお、共同利用施設としての登録を行っていない場合や、CT撮影およびMRI撮影以外の撮影を行う場合は、患者を保険医療機関へ転院させる、又は紹介した上で撮影し、その請求は転院先又は紹介先の保険医療機関が行うこととなります。</p>	
該当法令等	医療法第4条第1項、第16条の2、医療法施行規則第9条の16 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)	
対応の分類	医療法について:事実誤認 診療報酬の算定方法について:現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>医療法上は、地域医療支援病院に勤務しない医師等の医療従事者が、当該地域医療支援病院の設備等を利用することは可能であり、現行の制度において対応可能です。</p> <p>E200 コンピューター断層撮影(CT撮影)と、E202 磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)については、共同利用施設において行われる場合も算定可能とされており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CT撮影及びMRI撮影の施設基準の届出を行っていること ・当該撮影機器での撮影を目的とした別の保険医療機関からの依頼により撮影を行った症例数が、当該診断撮影機器の使用症例数の1割以上であること <p>等の施設基準を満たす医療機関を共同利用機関とし、当該医療機関での撮影を行った場合において、撮影機器を所持しない保険医療機関も算定することができます。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

医療・介護WG関連

番号:4

受付日	30年5月25日	所管省庁への検討要請日	30年6月12日	回答取りまとめ日	30年7月23日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	医療機関薬剤師の外部委託
具体的内容	医療機関、とくに病院における薬剤師は、なぜ外部に委託できないのか？北欧などでも、保険薬局が病院の薬剤師業務を外部委託して実施されている。 医療機関は、人件費を削減できることと費用を抑制することが可能であることから医療費コストの面からもメリットが高い。しかし、日本では敷地内の保険薬局まで認められているのに、なぜ病院における薬剤師は、なぜ外部に委託が認められないのか？
提案主体	民間団体

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	医療法第15条の2において、病院、診療所又は助産所の管理者は、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務又は患者、妊婦、産婦若しくはじよく婦の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならないとされています。 医療法施行令第4条の7においては、上記の医師若しくは歯科医師の診療等に著しい影響を与える業務のうち委託可能な業務を規定し、医療法施行規則第9条の8～15においては、当該業務を適正におこなう能力のある者の基準を規定しています。	
該当法令等	医療法第15条の2 医療法施行令第4条の7 医療法施行規則第9条の8～15	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	医療法第15条の2の規定は、医療の提供そのものの業務について外部委託を認める趣旨の規定ではなく、薬剤師が行う業務のうち医療の提供そのものに該当するものについては外部に委託することは認められません。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

保育・雇用WG関連

番号:1

受付日	30年4月16日	所管省庁への検討要請日	30年5月24日	回答取りまとめ日	30年7月23日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	解雇無効時における労働紛争解決の仕組みを創設すること
具体的内容	<p>【要望内容】 解雇紛争において解雇が無効であった場合の、金銭の支払いによる労働契約終了となる仕組みの創設 【厚生労働省】</p> <p>【理由】 人手不足が深刻化するなか、多様な働き方と柔軟な労働移動を可能とするためには、解雇紛争が生じ、解雇が無効であった場合で、労働者が職場復帰を希望しない場合に、金銭の支払いによって労働契約が終了となる仕組みを創設することが必要である。 なお、解決金額については、これまでのあっせん等において合意した金額のデータを収集・公表するべきであり、企業横断的に一律の水準を設定することは望ましくない。</p>
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	労働契約法第16条に基づき、解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合、権利を濫用したものとして無効となります。現状、解雇無効時に労働者が職場復帰を希望しない場合に、金銭を支払うことによって労働契約を終了させる制度はありません。	
該当法令等	労働契約法第16条	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>解雇無効時の金銭救済制度については、「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」報告書(2017年5月)において、制度の在り方や必要性について示されましたが、法技術的な論点に関する専門的な検討を更に行うべきとの意見が付されました。</p> <p>また昨年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」においても、「労働政策審議会において法技術的な論点についての専門的な検討に着手し、同審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる」とされたところです。</p> <p>現在、「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」において、検討を行っているところです。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:1

受付日	29年9月13日	所管省庁への検討要請日	29年10月3日	回答取りまとめ日	30年6月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	限定された分野における、銀行本体もしくは子会社による不動産仲介業務の解禁
具体的内容	<p>以下の分野に限定した不動産仲介業務の取扱いを解禁する。</p> <p>(a) 担保不動産の売却 (b) 事業承継に係る不動産の売買 (c) 事業再生に係る不動産の売買 (d) 地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸</p> <p>【提案理由】 ○現状、地方銀行が取引先より不動産売買に関する支援をしてほしいとのニーズが寄せられた際には、不動産会社を紹介して対応している。しかし、不動産売買に係る情報を銀行以外の者に知られたいとする顧客もいる。銀行本体もしくは子会社において不動産仲介業務を行うことができれば、取引先への経営支援のワンストップサービス提供も可能となる。</p> <p>○銀行業務と一体性がある次のようなケースについては、他業禁止の趣旨の観点からも問題ないと考える。</p> <p>(a) 担保不動産の売却 最近、高齢化の進展により、相続発生時の債務引受けやリバースモーゲージの返済手続き等に伴う担保不動産の売却に関する顧客のニーズが高まっており、銀行が不動産仲介を行うことができれば、顧客の利便性が高まる。</p> <p>(b) 事業承継に係る不動産の売買 取引先が事業承継に取り組む際、不動産の売買を伴うことが少なくないため、銀行が事業承継支援の一環として不動産仲介ができれば、顧客の利便性が高まる。</p> <p>(c) 事業再生に係る不動産の売買 顧客が事業再生に取り組む際、不動産の売買を伴うことが少なくないため、再生支援の一環として不動産の仲介ができれば、顧客の利便性が高まる。</p> <p>「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」に盛り込まれている不動産の売却や、地域経済活性化支援機構の再チャレンジ支援業務により企業債務と保証債務の一体整理を行う先の不動産の売却などに限定して解禁することも考えられる。</p> <p>(d) 地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等に限定した不動産の賃貸 地方銀行が関与している地公体の再開発事業、コンパクトシティ形成事業等において、地方銀行が豊富に有する地元の不動産の賃貸ニーズ情報を活用し、テナント誘致、空き家・空き店舗の解消のためのマッチングに取り組むことができれば、より円滑に事業成果を出すことにつながる。</p>
提案主体	(一社)全国地方銀行協会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	
該当法令等	銀行法第12条、第16条の2第1項	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、中長期的な検討を要するため、直ちに措置することは困難です。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:2

受付日	29年9月13日	所管省庁への検討要請日	29年10月3日	回答取りまとめ日	30年6月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法等の緩和
具体的内容	<p>海外発行カード対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定めるATM利用料の上限の例外とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>○「利息制限法施行令」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされないATM利用料の上限は、1万円以下の額108円、1万円を超える額216円と定められている。</p> <p>○国内銀行のATMにおいて、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを利用する場合、国際カードブランドのATMネットワークや、当該ネットワークと自前のシステムを仲介する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。</p> <p>○これらの手数料は、上記のATM利用料の上限を上回る場合が多い。国内銀行の海外発行カードの引出手数料を、ATM利用料の上限の例外(対象外とするもしくは別途上限を設ける)とすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応ATMの増加、訪日外国人観光客の利便性向上に繋がる。</p> <p>○昨年度の要望に対し、金融庁および法務省は「検討する考えである」旨回答しており、早期に検討を進めてほしい。</p>
提案主体	(一社)全国地方銀行協会

	所管省庁	金融庁法務省
制度の現状	出資法上の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う金額が1万円以下の場合は108円、1万円を超える場合は216円までとされており、	
該当法令等	利息制限法施行令第2条、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条	
対応の分類	その他	
対応の概要	海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、関係法令に関わる制度の趣旨等を勘案し、対応の要否について検討する考えです。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:3

受付日	29年9月29日	所管省庁への検討要請日	29年11月6日	回答取りまとめ日	30年6月29日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	保険グループへのIFRSの任意適用の解禁
具体的内容	<p>平成28事務年度金融行政方針のⅢ. 2. (3)マル2「会計基準の品質向上に向けた取組み」に挙げられている「国際会計基準(IFRS)の任意適用拡大促進」のため、保険および保険持株会社に対する各種規制(連結業務報告書・ディスクロージャー資料の作成・提出等)において、IFRS任意適用が可能となるように制度整備を行う。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険および保険持株会社に対する各種財務報告については、保険および保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRSの任意適用を前提としたものとはなっていない。 ・このため、現状では、金融商品取引法および会社法に基づく連結財務諸表にIFRSを任意適用したとしても、保険業法に基づき作成・提出する連結業務報告書・ディスクロージャー資料等については引き続き日本基準で作成・提出せざるを得ず、多大な作成コストが生じる。 ・連結財務諸表の作成コスト負担が大きくなり、保険および保険持株会社のIFRS任意適用の阻害要因となる。
提案主体	一般社団法人日本損害保険協会

	所管省庁	金融庁
制度の現状	連結業務報告書等については、日本基準により作成・報告することが前提とされています。	
該当法令等	保険業法施行規則第59条、第59条の3、第210条の10、第210条の10の2	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	保険業法上の連結業務報告書等にIFRSを任意適用することについては、IFRS17(保険契約)の適用に向けた今後の国際的な動向等を踏まえて、検討を行う必要があります。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:4

受付日	29年9月29日	所管省庁への検討要請日	29年11月6日	回答取りまとめ日	30年6月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	保険募集に係る説明書面の保険契約者等への電磁的提供方法の多様化
具体的内容	<p>平成26年の保険業法改正により、情報提供義務が新設され、本年5月29日より施行されている。これにより交付が義務付けられる重要事項説明書については、電磁的方法による交付も認められているところ、現行ではその方法は「メール・ダウンロード・CD-ROM」の3つに限定されている。この電磁的方法について、多様化を要望する。</p> <p>【提案理由】 業界として改正法を踏まえた実務を行ってきているが、足下の情報通信技術の発展状況も踏まえれば、電磁的交付の方法については、多様化を検討することが望ましいものとする。例えば、単純な画像ファイルであるPDF形式での配信(ダウンロード方式)ではなく、HTML文書での閲覧方式を取ることで、文中の専門用語について、適宜リンクを設けて別途解説を行うページを用意するなどの創意工夫を行うことが可能となり、顧客により分かりやすく情報提供することができるようになる。</p>
提案主体	一般社団法人日本損害保険協会

	所管省庁	金融庁	
制度の現状	保険会社や保険募集人等が、保険契約者等に情報の提供を行う場合の電磁的方法として、電子メール、ダウンロード及びCD-ROMを利用する方法とされています。		
該当法令等	保険業法施行規則第227条の2等		
対応の分類	検討を予定		
対応の概要	保険募集時等における情報提供の電磁的方法を多様化することについては、保険契約者等の保護を考慮しつつ、検討する必要があります。		

区分(案)	△
--------------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:5

受付日	30年2月16日	所管省庁への検討要請日	30年3月13日	回答取りまとめ日	30年3月30日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	非常電源としての外部給電に関わる規制緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 現在消防法では、床面積1,000㎡を超える劇場、飲食店、百貨店、病院等については「非常電源」としての外部からの給電が認められていない。外部からの安定的な電源供給が可能な場合は、外部からの非常用電源を受電する設備の設置をもって「非常電源」を設置したとみなすべきである。</p> <p>【提案理由】 近年の耐震技術の向上等により、地下洞道などによる電源供給についても、敷地内に自家発電機等を設置するのと同等かそれ以上の電力安定確保が可能になるケースが大多数に上ると思われる。外部からの安定的な電源供給が可能なケースにおいては、外部からの非常用電源を受電する設備の設置をもって「非常電源」を設置したと認めるべきである。外部からの安定的な電源供給により、むしろ自家発電よりも安定的な「非常電源」の確保が可能になり、災害時の被害抑制につながるものと考えられる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	総務省
制度の現状	消防法第17条では、建物の用途や規模等に応じて、消防用設備等を技術上の基準に従って設置することが義務付けられています。 当該基準において、火災時に常用電源が停止した場合においても消防用設備等が正常に稼働するように、消防用設備等に非常電源を附置することが定められています。 消防用設備等に附置する非常電源のうち、延べ面積1,000㎡以上の劇場、飲食店、百貨店、病院等の特定防火対象物にあっては、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備のいずれかの設置が必要となります。	
該当法令等	消防法第17条 消防法施行令第11条 消防法施行規則第12条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	外部からの安定的な電源供給とは具体的にどのようなものか明らかではありませんが、外部からの非常用電源を受電する設備により電源を供給することになると、地震等の災害が発生した場合も含め、電源供給を受ける建物以外の設備や配線等のいずれかに不具合が生じると電力が供給されないリスクが高まると考えられることから、非常電源を設置したとみなすことは適当でないと考えます。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:6

受付日	30年2月16日	所管省庁への検討要請日	30年3月13日	回答取りまとめ日	30年3月30日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	予備電源としての外部給電に関わる規制緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 建築基準法では、店舗、劇場、学校、病院、共同住宅等については「予備電源」としての外部からの給電は認められていない。外部からの安定的な電源供給が可能な場合は、外部からの非常用電源を受電する設備の設置をもって「予備電源」を設置したとみなすべきである。</p> <p>【提案理由】 近年の耐震技術の向上等により、地下洞道などによる電源供給についても、敷地内に自家発電機等を設置するのと同等かそれ以上の電力安定確保が可能になるケースが大多数に上ると思われることから、これら外部からの安定的な電源供給が可能なケースにおいては、外部からの非常用電源を受電する設備の設置をもって「予備電源」を設置したと認めるべきである。外部からの安定的な電源供給により、むしろ自家発電よりも安定的な「予備電源」の確保が可能になり、災害時の被害抑制につながるものとする。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法では、火災発生直後の停電時等に、避難や救助等のために設置されている非常用EVや排煙設備等について、予備電源の設置が義務づけられています。 ・予備電源としては、自家発電装置や蓄電池等があり、例えば、非常用EVについては、必要とする電力が大きいため、自家発電装置を設置することが一般的となっております。 ・なお、建築基準法においては、建物の機能継続等の災害時の被害抑制を想定した予備電源の設置を義務づけられておりません。 	
該当法令等		
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法で義務付けられている予備電源として、「外部からの非常用電源を受電する設備」を用いることについては、火災発生直後の停電時等において、非常用EV等に電力が供給されるかが不明確であるため困難です。 	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:7

受付日	30年2月20日	所管省庁への検討要請日	30年3月13日	回答取りまとめ日	30年4月20日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	県外産業廃棄物流入規制の見直し
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、速やかに都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制を見直すべきである。</p> <p>【提案理由】 廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬入先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請、許認可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容(対象産業廃棄物、提出書類等)が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域的かつ効率的な廃棄物処理、リサイクルの阻害要因となっている。</p> <p>このため経団連は、長年にわたり要望を継続してきた。昨年度の規制改革ホットラインでは、環境省から、「流入規制については、中央環境審議会において行われている廃棄物処理法の見直しにおいて審議されており、廃棄物の効率的な処理の推進という観点から、都道府県等が独自に行っている流入規制について、その背景と実態を把握した上で、流入規制のあり方次第では、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知することなどを含め、必要な措置を検討して参ります。また、関係者による意見交換等の場の設定等、必要に応じた改善が可能になるよう、意見交換の場のあり方、意見交換のテーマやその参加者も含めて検討してまいります。」との回答を得た。しかしながら、現時点で改善は見られない。速やかに、必要な措置を講じるべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	環境省
制度の現状	<p>「廃棄物処理法等の一部改正について」(平成9年12月26日付け衛環318号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)において、「従来、法による規制を補完すること等を目的として、多くの都道府県及び政令市において要綱等に基づき独自の行政指導が行われてきたところと承知しているが、各都道府県及び政令市におかれては法改正及び基準強化の趣旨、目的等を踏まえ、改正された法に基づく規制の円滑な施行に努められるとともに、周辺地域に居住する者等の同意を事実上の許可要件とする等の法に定められた規制を越える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい。」と示しているところです。</p>	
該当法令等	廃棄物処理法	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」において、流入規制については、「背景と実態を把握した上で、流入規制のあり方次第では、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じる必要がある。」「関係者による意見交換等の場の設定等、必要に応じた改善が可能になるよう、意見交換の場のあり方、意見交換のテーマやその参加者も含め検討すべきである。」旨の指摘を、受けているところです。</p> <p>同意見具申を踏まえ、必要に応じた改善が可能になるよう、関係者による意見交換等の場の設定等について、その場の時期、課題、参加者等の具体的な内容について関係者と調整を行っているところであり、平成30年度を目途に意見交換等の場の設定等を行うこととしております。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:8

受付日	30年2月20日	所管省庁への検討要請日	30年3月13日	回答取りまとめ日	30年3月30日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	移動タンク貯蔵所における自動ロック機能付給油ノズルの使用の容認
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 移動タンク貯蔵所からの給油の際に使用するノズルについて、以下「b.要望理由」に記載の一定の条件を満たせば、自動ロック機能付きの給油ノズル(手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたもの)の使用を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>a.規制の現状 移動タンク貯蔵所からの給油で使用するノズルは、手動開閉によるものしか認められていない。</p> <p>b.要望理由 移動タンク貯蔵所から大型重機1台への給油には10～20分程度かかり、この間ずっとレバーを握り続けることは体力的に厳しい。また、以下の条件を満たせば、自動ロック機能付きのノズルを装備しても、安全上問題がないと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロック機能が働かず、給油が自動で止まらない等の場合は、すぐに給油を停止できるように、作業員がノズルの近くに立つ。 ・自動ロック機能の故障による漏油を防止するため、定期点検を行う。 ・セルフ給油所のように、一度手を離すと帯電する可能性がある等の静電気の問題がある場合は、レバーに手をずっと添える。 ・一定規模以上の重機等に給油する、タンク容量が4キリリットル以上の移動タンク貯蔵所に限定する。 ・給油先のタンクの構造上、自動ロック機能が正常に作動するものに限定する。 <p>なお、上記条件を担保するために、給油中の作業員の適切な居場所や、手を添え続けること、および従業員への定期的な教育とその記録を残すことなどを明記した指針の作成も併せて要望する。</p> <p>c.要望が実現した場合の具体的効果 作業者の負担軽減。それに伴う労働環境の改善。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	総務省
制度の現状	<p>危険物の規制に関する政令第27条第6項第4号イでは、移動貯蔵タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに液体の危険物を注入するときは、当該タンクの注入口に移動貯蔵タンクの注入ホースを緊結することが求められています。ただし、指定数量未満の量の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに、引火点が40℃以上の第4類の危険物を注入する場合において、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル(手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものを除く。)を用いるときには、緊結せずに注入することができることとされています。</p>	
該当法令等	<p>危険物の規制に関する政令 第27条第6項 危険物の規制に関する規則 第40条の5</p>	
対応の分類	<p>対応不可</p>	
対応の概要	<p>手動開閉装置を開放状態で固定できないノズルで注入を行う場合には、レバーを放すことで注入が止まる機構のため、仮に注入中に異常が生じたとしても、すぐにレバーを放すことにより、被害を最小限に抑えることが可能です。</p> <p>一方、手動開閉装置を開放状態で固定できるノズルで注入を行う場合には、作業員がその場を離れて他の作業を行う等、十分な監視が行われないことが想定され、万一、満量停止装置が作動しなかったときなどには、危険物が流出することが懸念されます。</p> <p>以上のことから、移動タンク貯蔵所において、手動開閉装置を開放状態で固定できるノズルの使用を認めることはできません。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:9

受付日	30年2月22日	所管省庁への検討要請日	30年3月13日	回答取りまとめ日	30年4月20日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	航空従事者技能証明試験の申請の電子化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>オンラインでの航空従事者技能証明の学科・実地試験申請、手数料納付を可能とすべきである。申請書類のうち、住民票の写しについては、マイナンバーカードの電子証明書の提出も認めるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>航空従事者技能証明試験では、①申請書(航空法施行規則第19号様式・第19号の2様式)、②手数料相当の収入印紙を貼付した納付書(同第31号様式)、③住民票の写し(実地試験のみ)等を持参または郵送で地方航空局に提出しなければならない。申請者の利便性向上、行政側の業務の効率化につながる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	<p>航空業務を行おうとする者は、航空従事者技能証明を申請する場合には、航空法第22条及び航空法施行規則第42条に基づき、技能証明申請書(第19号様式又は第19号の2様式)と合わせて、住民票の写し等を国土交通大臣に提出することとしています。住民票の写しについては、現行上、個人番号カードを用いた電子証明書に代えることは認めていません。</p> <p>【参考】</p> <p>○航空法(抄) (航空従事者技能証明)</p> <p>第二十二條 国土交通大臣は、申請により、航空業務を行おうとする者について、航空従事者技能証明(以下「技能証明」という。)を行う。</p> <p>○航空法施行規則(抄) (技能証明の申請)</p> <p>第四十二條 法第二十二條の技能証明を申請しようとする者(第五十七條の規定により申請する者を除く。第三項において「技能証明申請者」という。)は、技能証明申請書(第十九号様式(全部の科目に係る学科試験の免除を受けようとする者(以下「学科試験全科目免除申請者」という。))にあつては、第十九号の二様式))を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、写真(申請前六月以内に、脱帽、上半身を写した台紙にはらないもの(縦三センチメートル、横二・五センチメートル)で、裏面に氏名を記載したもの。以下同じ。)一葉を添付し、及び必要に応じ第一号若しくは第二号に掲げる書類を添付し、又は第三号に掲げる書類を提示し、かつ、その写しを添付しなければならない。</p> <p>一 第四十八條又は第四十八條の二の規定により全部又は一部の科目に係る学科試験の免除を受けようとする者にあつては、第四十七條の文書の写し</p> <p>二 第四十九條の規定により全部又は一部の科目に係る試験の免除を受けようとする者にあつては、技能証明書の写し</p> <p>三 国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者で、試験の免除を受けようとするものにあつては、当該証書</p> <p>3 技能証明申請者(学科試験全科目免除申請者を除く。)であつて、学科試験に合格したものは、実地試験を受けようとするとき(全部又は一部の科目に係る実地試験の免除を受けようとするときを含む。)は、実地試験申請書(第十九号の二様式)に、写真一葉及び第四十七條の文書の写し(学科試験の合格に係るものに限る。)を添付するとともに、必要に応じ第一号に掲げる書類を添付し、又は第二号に掲げる書類を提示し、かつ、その写しを添付し、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 第四十九條の規定により全部又は一部の科目に係る実地試験の免除を受けようとする者にあつては、技能証明書の写し</p> <p>二 国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者で、実地試験の免除を受けようとするものにあつては、当該証書</p> <p>4 第一項の規定により技能証明を申請する者は、当該申請に係る学科試験の合格について第四十七條の通知があつた日(学科試験全科目免除申請者にあつては、技能証明申請書提出の日)から二年以内に戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し(外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事官の証明書(本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類)。以下同じ。)及び別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴を有することを証明する書類を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>5 第一項の規定により航空通信士の資格に係る技能証明を申請する者は、技能証明申請書提出の日から二年以内に無線従事者免許証の写しを国土交通大臣に提出しなければならない。</p>	
該当法令等	航空法第22条、航空法施行規則第42条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	同申請に当たっては、オンラインシステムの利用も認めていた時期がありましたが、その利用が極めて少なかったことから、同システムの整備・運用に係る経費にも鑑み、現在同システムの運用は行っておりません。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:10

受付日	30年2月22日	所管省庁への検討要請日	30年3月13日	回答取りまとめ日	30年3月30日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	船舶建造許可申請の電子化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 オンラインでの船舶建造許可申請を可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 造船事業者が総トン数2,500トン以上または長さ90メートル以上の船舶を建造しようとするときは、その建造前に国土交通大臣に申請書等を紙媒体で提出し、許可を受けなければならない。 申請者側の利便性向上、行政側の業務の効率化につながる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	<p>臨時船舶建造調整法は、我が国の国際海運の健全な発展に資することを目的とし、第2条の規定に基づき、造船事業者は総トン数2,500トン以上又は長さ90m以上の鋼製の船舶であって、船舶安全法の規定により遠洋区域又は近海区域の航行区域を定めることのできる構造を有するものの建造をしようとするときは、その建造の着手前に国土交通省の許可を受けなければならないとしています。この際、臨時船舶建造調整法施行規則第2条第2項の規定に基づき、申請書と共に添付資料として、一般配置図、製造仕様の概要を記載した書面、作業計画を記載した書面、注文者の当該船舶の使用計画を記載した書面、当該建造に係る契約書の写しを提出してもらい、当該書類をもとに許可のための審査を行っています。</p>	
該当法令等	<p>臨時船舶建造調整法(昭和28年法律第149号) 臨時船舶建造調整法施行令(昭和28年政令第188号) 臨時船舶建造調整法施行規則(昭和28年運輸省令第42号)</p>	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>審査においては、申請内容の整合性を確認するために、申請書及び添付資料の突き合わせをする必要があることから、効率的に審査するためには、どうしても紙面で審査する必要があります。なお、添付資料のうち、寸法等を確認する上で重要な一般配置図については、見やすさの観点から大判用の専用機にて印刷する必要があるところ、省庁において大判印刷することは難しく、電子媒体による提出に向いていないと考えています。 また、現状において許可申請は、窓口又は郵送にて提出されているところ、オンライン化のため、個別にシステムの導入を行うこととした場合、年間の申請件数が300件程度であることに鑑みると、コストメリットを得ることは困難と考えています。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:11

受付日	30年2月27日	所管省庁への検討要請日	30年3月26日	回答取りまとめ日	30年4月20日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続の合理化
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 環境影響が限定的な火力発電所のリプレースについて、「発電所の設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」(以下、「中間報告」)で示された取組みの実施状況やこれまでのアセス手続きでの実績等を踏まえて、次回のアセス法改正検討時においては、アセス手続きの合理化による期間短縮について議論して頂きたい。</p> <p>【提案理由】 中間報告で定義された「改善リプレース」事業については、従来の環境アセスメント手続の質は維持しつつ、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(以下、ガイドライン)の適用による調査・予測手法の合理化、審査プロセス等における国、自治体、事業者の運用改善等により、アセス期間の短縮を図ることとしている。</p> <p>既存の火力発電所については、これまで多数の法アセス手続が実施され、供用に当たって地元と環境保全協定等を締結するなど、事業者は着実に環境保全措置を講じて地域との信頼関係構築等を図り、長年にわたって環境保全に万全を期している。改善リプレースは、これらを背景に事業者が地域特性を十分把握した中での事業計画であるため、配慮書手続を行う意義は乏しい。加えて、ガイドラインの適用や先行事例の参照により、事業特性、地域特性を踏まえた調査、予測、評価手法を選定することができるため、方法書手続きも省略することが可能である。</p> <p>現状でも、国、自治体、事業者の運用改善によって審査期間の短縮が図られているが、審査遅延リスクを考慮すると事業者は法定期間を見積もって資金計画や設備の製作等の事業計画を立てざるを得ず、審査期間の短縮が本工事開始時期の前倒しに至らない可能性もある。</p> <p>平成28年度の規制改革要望(受付番号No:291104007)に対し、政府は「『今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)』を踏まえ、運用上の取組によって最大限期間を短縮することで対応しています」と回答した。しかし、上記答申に対するパブコメにおいてはアセス手続期間短縮に関する多数の意見が寄せられている。また、中間報告においても、「今後適用する取組について、環境省及び経産省で連携して適宜フォローアップを行う」とされている。国、自治体、事業者の運用改善による審査期間の短縮やリプレースアセスの実績等を踏まえ、次回のアセス法改正検討においては、アセス手続の合理化による期間短縮について議論して頂きたい。</p> <p>アセス手続期間が短縮され、かつ、工事着手時期の予見性が高まることにより、事業者が改善リプレースを積極的に選択するようになれば、古い発電所の更新が促進され、環境の改善につながる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	経済産業省環境省
制度の現状	出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更(リプレース)の工事の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境に及ぼす影響について調査・予測・評価及び環境保全措置の検討を行うとともに、一般・関係自治体・国への意見聴取等の手続を行うこととしています。	
該当法令等	環境影響評価法	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	<p>次回アセス法改正については、今後、審議会等の議論を経て検討して参りますが、いずれにせよ、配慮書・方法書手続の省略可否の検討にあたっては、まずは事例の蓄積が必要と考えます。リプレースガイドラインによる調査・予測手法の合理化を図っている事例として現時点で2事例が進められておりますので、今後、これらの検証を行ってまいります。なお、そのうちの1事例は、長期間停止していた既設発電施設のリプレース案件です。このような場合、停止中の環境影響と比較すると、リプレースにより環境影響が増加するケースもありますので、そういった点も考慮して検討を進める必要があると考えます。</p> <p>その上で、当面は、「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日中央環境審議会)において、「ベスト追求型の観点も踏まえ、方法書における評価項目の絞り込みを通じた環境影響評価に要する期間の短縮等、弾力的な運用で対応することが必要」とされたことを踏まえ、運用上の取組によって、最大限期間を短縮することが有益と考えます。具体的には、火力発電所のリプレースのうち、最新設備への更新により温室効果ガス・大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量及び温排水排出熱量の低減が図られ、かつ、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内に限定されるなど、土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業については、環境省が作成している「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドラインについて」を活用することにより、調査・予測・評価に係る期間を1年程度短縮することが可能です。また、国の審査期間を短縮したり、自治体にも審査期間の短縮を求めることとしています。</p> <p>このように事業者・国・自治体が一体で取り組むことによって、これまで3年程度要していた手続を最短1年強まで短縮することを日本再興戦略に盛り込み、平成25年6月14日に閣議決定していますので、引き続き事業者の皆様とともに、この取組を着実に実施して参りたいと考えております。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:12

受付日	30年2月27日	所管省庁への検討要請日	30年3月26日	回答取りまとめ日	30年6月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	犯罪収益移転防止法にかかる特定事業者による本人確認書類の追加
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第7条第2号に規定する本人確認書類に、一般財団法人民事法務協会が運営する「登記情報提供サービス」により取得された商業・法人登記情報を印刷したものを加えるべきである。</p> <p>【提案理由】 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第7条第2号は、特定事業者が顧客(法人)から本人確認書類として提示又は送付を受ける書類として、①設立の登記に係る登記事項証明書あるいは②官公庁から発行され又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限定している。 しかし、「登記情報提供サービス」により提供された登記情報は、利用者が請求した時点において登記所が保有する登記情報と同じ情報であり、法務局で取得した場合と同一の内容である。当該情報を印刷したものを、法人である顧客等の代表者等が提示または送付する本人確認書類の一つとして認めることで、本人確認書類を提示または送付する顧客等の代表者等は、法務局に赴く時間の削減、手続きの早期化・簡便化が図られ、利便性・有益性が高まる。さらに法務局も窓口対応コストが減る。 また、「登記情報提供サービス」は、登記情報提供制度(※)として、「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律」に基づき法務大臣から指定を受けた一般財団法人民事法務協会により運営されており信頼性が高い。 従って、「登記情報提供サービス」により取得された商業・法人登記情報を印刷したものを本人確認書類の一つとして加えるべきである。</p> <p>(※)インターネットを利用して登記所が保有する登記情報を、一般利用者が自宅又は事務所のパソコンで確認することができる制度。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	警察庁法務省
制度の現状	犯罪収益移転防止法上、法人の本人確認書類として一定の登記事項証明書が認められていますが、「登記情報提供サービス」により取得された商業・法人登記情報を印刷したものは認められていません。	
該当法令等	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第7条第2号イ	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	法人の取引時確認の方法については、マネー・ローンダリング、テロ資金供与の防止の観点や登記制度の趣旨を踏まえながら、検討を行っているところです。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:13

受付日	30年2月28日	所管省庁への検討要請日	30年3月26日	回答取りまとめ日	30年4月20日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	建物区分所有法における建替え決議要件の緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 区分所有建物の建替え決議要件について、①区分所有者に関する要件の撤廃(もしくは規約による撤廃の許容)、②議決権の4/5以上の多数決を要するとの要件の2/3以上の多数決への変更(もしくは規約による変更の許容)をすべきである。</p> <p>【提案理由】 現行の区分所有法62条では、建替え決議の要件は、区分所有者の頭数および議決権の各4/5以上の多数決を要する。しかし、1981年の建築基準法改正よりも前の耐震基準で建設された建築物の建替え需要が増大しているなか、決議要件が厳しいために建替えが進まない状況を踏まえ、建替え決議要件を緩和する必要がある。建替え決議の要件の緩和により、意に反して区分所有権を喪失することになる反対区分所有者が増加することへの配慮は重要である。しかし、区分所有者および議決権の4/5以上の賛成を得ることが極めて困難であること、都市機能の更新が進まないことにより社会全体が便益を受けること、反対区分所有者にはその区分所有権の時価での買取が予定されていること等を勘案すべきである。 なお、2017年1月31日付の法務省回答では、「仮に建替えの決議要件を緩和したとしても、建替え決議の内容を実現するためには、建替え決議に賛成した区分所有者は、反対区分所有者に対して、売渡し請求権を行使してその区分所有権を買い取らなければなりません。決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになり、かえって建替え事業の円滑な遂行にとっての障害となりかねません。」とある。しかし、各建物の区分所有者は、反対区分所有者からの買取費用の負担を考慮したうえで建替えを進めるかどうかを判断するはずであり、買取費用負担が重くなる可能性があるということは、建替え決議の議決要件の緩和をしないことの理由にならない。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	法務省
制度の現状	現行の建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」といいます。)は、建替え決議について区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成を要件としています。	
該当法令等	建物の区分所有等に関する法律第62条第1項	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>区分所有法の決議により行う建替えは、個々の区分所有者にとって、生活や社会経済活動の本拠にもなる区分所有権の処分を伴うものであり、本来であれば全員同意を要するものですから、これを多数決により行うことの正当性を担保するためには、多数決要件は厳格である必要があります。また、建替え決議の内容を実現するためには、建替え決議に賛成した区分所有者は、決議に賛成しなかった区分所有者に対して、売渡し請求権を行使してその権利を買い取らなければなりません。決議要件を緩和した場合には、その分だけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大することになります。</p> <p>また、建替え決議要件の緩和により、建替えに要する社会的・経済的コストが増大しても、各区分所有者が決議に賛成しなかった区分所有者からの買取費用の負担を考慮した上で建替えを実施する事例があり得るとはいえるものの、費用負担の問題が建替えを阻害する大きな要因として存在する以上は、建替え決議要件の緩和により建替えが大きく促進されるとは思われず、上記のような事例があり得るということをもって、上記多数決で行うことの正当性の担保を減ずることは相当ではありません。</p> <p>したがって、建替え決議要件の緩和・見直しについては、慎重な検討が必要であると考えます。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:14

受付日	30年3月9日	所管省庁への検討要請日	30年4月17日	回答取りまとめ日	30年5月15日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	特許庁への費用納付手続きの電子化の徹底(予納台帳での納付可能な手続きの拡大)
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 特許庁に対する、登録名義人の表示変更登録申請(現状は書面に収入印紙の貼付が必要)、特許権存続期間延長登録願(現状は書面に特許印紙の貼付が必要)、特許証再交付請求(現状は書面に特許印紙の貼付が必要)の各手続きについて、特許料の納付等と同様に、予納台帳からの引き落としでの費用納付を可能にするよう求める。 なお、特許登録以降の手続きはインターネットではできないので、「審判請求書」(訂正審判、無効審判)等の申請にも「特許印紙」を使っている。これらも予納台帳からの引き落としでの費用納付を可能にするよう検討すべきである。</p> <p>【提案理由】 特許庁に対する費用納付の手続きのうち、特許料の納付等は、予納台帳からの引き落としでの納付が可能である。予納台帳システムが整備されているにも関わらず、書面での印紙貼付を強制する手続きを残す必然性は希薄である。特許庁に対する費用納付の手続きについて、予納台帳での納付を可能とすることで、手続きを行う企業にとっては、印紙貼付などの煩雑な事務作業が不要となり、より付加価値の高い業務に注力することができる。また、特許庁にとっても、書面での確認等が不要になり、電子化による行政の効率化が期待される。 例えば、合併等による企業名等の変更によって「登録名義人の表示変更登録申請」を行う場合には、保有する特許件数分についての書面作成・印紙貼付が必要となる。膨大な特許を有する企業にとっては多大な事務コストを要することになり(外注している場合には外注のコストが必要になる)、特許庁側では書面の不備が無いかの煩雑な事務手続きが発生する。予納台帳での納付を可能にすることで、企業・特許庁での事務作業を抑制することが可能になる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	経済産業省
制度の現状	特許法上、手続きは原則として書面ですべきものとされていますが、そのうち工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(「特例法」)が定める一部手続については、書面に代えて電子的に行うことが可能とされています(「特定手続」)。また、特許法の下における料金納付は、提出書面に特許印紙を貼付する方法で行うのが原則ですが、電子的手続においてはこれが不可能であるため、これに代わる手段として採用されたのが、手数料の見込額を予め特許印紙で特許庁に納付しておく制度(「予納制度」)です。 登録名義人の表示変更登録申請や、存続期間延長登録願等、ご指摘の手続は、現行の特例法上「特定手続」とされていないため、電子申請を前提とする予納制度も利用できないのが現状です。	
該当法令等	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(特例法)第3条、第14条	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	政府全体で、行政手続きのオンライン化・ワンストップサービスの実現を目指している中で、特許庁も、電子申請可能な手続きの拡充を含め、ユーザーの利便性に資するよう、現行制度・システムを不断に見直していく方針です。 ご提案のあった手続書類の費用納付について、特許印紙貼付から予納台帳による引き落としとするためには、電子申請が可能となるよう法令の改正が必要となります。今後、当該申請の件数見込み等、電子化による費用対効果も精査しつつ検討していく予定です。 また、参考として表示変更登録申請の特許権の「移転登録手続」に要する費用については、登録免許税法の規定に基づいて課される国税の一種であり(登録免許税、国税通則法第12条2項12号)収入印紙で納付することとなり、特許法その他の法令に基づき特許庁が徴収する産業財産権関連の諸料金とはその性質が異なります。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:15

受付日	30年3月13日	所管省庁への検討要請日	30年3月19日	回答取りまとめ日	30年7月23日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	確定拠出年金制度普及のための施策<投資一任サービスの導入>
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 投資無関心層を長期的な資産運用である確定拠出年金加入に仕向ける契機として、米国SMAと同様、事業者に運用を一任する選択肢を加入者に持たせるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国IRA/401kでは既に導入されており、効果が見られる。 ・我が国でも、確定拠出年金加入の意義を認識しつつも、実際の運用になると知識の無さなどで加入に二の足を踏む層が相当程度見込まれる。 ・運用開始時の運用商品の選択のみならず、長期的な運用を前提とする確定拠出年金においては、運用中のリバランスや年齢に応じた組み換えなどが効果的だが、これを実際に行うための金融リテラシーの引き上げには限界がある。 ・バランス型ファンドやラップ型ファンドなどの投資信託でもある程度達成できるが、人それぞれ、年齢の応じた個別の運用を行うためには一任運用が適切である。 ・手数料などコスト面での負担については、ロボアドバイザーなどコストを低減しユーザー体験を向上させたサービスが我が国でも定着しつつある。 ・なお、導入に際しては、一任業者の業務範囲及び責任の範囲、取り扱う商品の選定、フィデューシャリー・デューティを全うするための要件作りが必要。
提案主体	一般社団法人Fintech協会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	確定拠出年金制度は、確定拠出年金法第1条に個人が自己の責任において運用の指図を行うと規定されており、他者に運用を一任する契約は前提としていません。また同法第23条には、加入者が運用の指図を行うことができる運用の方法が規定されていますが、投資一任契約については規定がありません。	
該当法令等	確定拠出年金法第1条、第23条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>確定拠出年金制度は、個人が資産を自己の責任において運用の指図を行うものであり、加入者が運用商品を選択しやすくするよう、平成28年の確定拠出年金法の改正により実施事業主に係る継続投資教育を努力義務化するなど、加入者の適切な運用に資する措置を講じています。</p> <p>また、前述の法改正に伴い、平成30年5月より加入者が運用の指図を行わないまま一定の期間が経過してもなお運用の指図を行わない場合は、予め運営管理機関の選定した指定運用方法を加入者が選択したものとみなすこととしました。</p> <p>このように、現在、確定拠出年金制度は他者に運用を任せるのではなく、個人が自己の責任において運用の指図を行う制度であるため、投資一任契約の導入を認めることは困難です。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

投資等WG関連

番号:16

受付日	30年4月16日	所管省庁への検討要請日	30年5月24日	回答取りまとめ日	30年6月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	史跡等の復元に関する基準の運用を見直すこと
具体的内容	<p>【要望内容】 「歴史的建造物の復元に関する基準」の運用の見直し</p> <p>【理由】 地域には、インバウンドをはじめ、多くの観光客を呼び込むことができる史跡等が未だ数多く眠っているが、その復元にあたっては、「歴史的建造物の復元に関する基準」があり、「遺構」「指図(設計図)」「写真」の3項目が必要不可欠とされている。 そもそも写真が無い時代の史跡等の写真を求めること自体が、合理的でないため、この運用を見直すべきである。</p>
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	文部科学省
制度の現状	<p>文化財保護法上、遺跡のうち、我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるものを史跡として指定し、こうした国指定文化財の現状変更等を行う場合には、文化審議会に諮った上で、文化庁長官が許可することとなっています。</p> <p>また、同法により、政府は、文化財が我が国の歴史等の正しい理解のため欠くことのできないものであること等を認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもって法律の趣旨の徹底に努めなければならないこととされており、文化財の価値を確実に次世代に継承するため、史跡等における歴史的建造物の復元を行う場合には、事前に文化庁が設置する外部有識者で構成される専門委員会において、「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」に基づき、具体的な復元の計画・設計について総合的な調査・研究を行うことが通例となっています。</p>	
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法第3条 ・文化財保護法第109条 ・文化財保護法第125条第1項 ・文化財保護法第153条第2項 	
対応の分類	事実誤認	
対応の概要	<p>史跡等の国指定文化財は、我が国の歴史の正しい理解のために欠くことのできない貴重な国民の財産であり、適切な保存を図ることが必要です。このため、史跡等の上に歴史的建造物を復元する場合は、史跡等の現状変更に関し、文化庁が設置する外部有識者で構成される専門委員会で調査・研究を行い、文化審議会に諮った上で、文化庁長官の許可が必要となります。これについては、我が国の歴史の正しい理解のため、復元の計画等が当該史跡等の本質的な価値の理解にとって有意義であること、史跡等に係る遺跡の保存に十分に配慮したものであること、復元する歴史的建造物の遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があり、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと等を担保するために必要なことであると考えています。ただし、当該専門委員会では、ご指摘の「指図(設計図)」「写真」が検討に必要な不可欠というわけではなく、歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることも考慮することとしており、写真等がない場合であっても、精度が高くて良質な他の資料により検討することは可能です。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

部会関連

番号:1

受付日	30年1月18日	所管省庁への検討要請日	30年2月8日	回答取りまとめ日	30年5月15日
-----	----------	-------------	---------	----------	----------

提案事項	省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査の統合
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 平成29年3月29日に規制改革推進会議がとりまとめた「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」で掲げられた「行政手続簡素化の3原則」の「同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー原則）」に従い、省エネ法定期報告とエネルギー消費統計調査を見直し統合すべきである。省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査は、類似した内容であり、かつ所管が同じ資源エネルギー庁である。同一省庁内でもあることから、両者の項目を見直すことで、「定期報告対象の事業者は、エネルギー消費統計調査を免除される」等の統合がなされることを要望する。</p> <p>【提案理由】 同一省庁での類似書類は多少書式を見直してでも統合すべきと考える。統計法第29条でも被調査者の負担軽減のために、行政機関が保有する情報(今回の事例では省エネ法の定期報告)の提供を求めている。資源エネルギー庁も両者が類似していることは把握しており、同様のことは各都道府県条例に基づく温室効果ガス削減計画実績にも言える。</p> <p>統計法第29条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会 経済財政委員会 統計部会

	所管省庁	経済産業省
制度の現状	<p>エネルギー消費統計調査は、統計法に基づく一般統計調査として、我が国の産業部門・業務部門におけるエネルギー消費実態を産業別・都道府県別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案を図るための基礎資料を得ることを目的として毎年実施しているものです。</p> <p>省エネ法における定期報告は、事業者によるエネルギーの使用法の改善を目的として、法第15条に基づき、年度のエネルギー使用量が1,500kl以上(原油換算)である事業者等に対して、毎年度7月末までに定期報告書の提出を義務付けているものです。</p> <p>具体的には、エネルギーの使用量、エネルギー使用効率(エネルギー消費原単位)、事業者等の取り組むべき省エネ対策(エネルギー消費設備の設置改廃の状況など)の遵守状況といった、事業者の省エネ取組状況を把握する上で最低限の事項を求めています。</p> <p>定期報告の結果、事業者の省エネ取組状況が不十分と認められる場合には、法に基づく立入検査や報告徴収等を実施した上で、法に基づく指導等を実施しています。</p>	
該当法令等	統計法 エネルギーの使用の合理化等に関する法律	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>エネルギー消費統計調査(以下「調査」)は、我が国のエネルギー消費実態を産業別、都道府県別に把握し、エネルギー環境政策の企画・立案を図るための基礎資料を得ることを目的とした、統計法に基づく一般統計調査です。</p> <p>他方、省エネ法の定期報告は、事業者による化石燃料の使用法の改善を目的として、エネルギーの使用量、エネルギー使用効率(エネルギー消費原単位)、事業者等の取り組むべき省エネ対策(エネルギー消費設備の設置改廃の状況など)の遵守状況といった、事業者の省エネ取組状況を把握するとともに、必要に応じて法に基づく指導等を行う必要があるか判断する上で最低限の事項を求めています。</p> <p>こうした政策的目的の違いから、当該制度の対象となる範囲や類似する報告事項の定義もそれぞれの政策ニーズに対応して、報告事項や報告の範囲が異なります。具体的には以下のとおり、調査で求めるエネルギー使用量データの大半は、定期報告より広範又は詳細なデータです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃タイヤ、廃プラスチック等も含む燃料種別の消費量(定期報告では、原油、石炭、天然ガス等) ・再生可能エネルギーの自家消費分のエネルギー消費量の内訳(定期報告では求めている) ・屋外の作業・操業場所など、事業所の外で使用したエネルギー消費量(定期報告では、工場・事業場内のみ) <p>他方、ご指摘のとおり、購入電力量や購入熱量など一部項目(全体の2割程度)は調査と定期報告で同一であるのも事実です。そこで、今回のご指摘を踏まえ、同一項目については、実際に定期報告データの調査での活用することで両者の連携が可能であるか検討したいと思います。</p> <p>具体的には、2018年度中に検討(可否判断)し、連携が可能である場合には、2019年度調査から連携させて実施することを目指します。ただし、両者の連携が可能と判断された場合でも、総務省(統計法)との実施に必要な環境整備に要する時間を踏まえ、速やかに行うこととします。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

部会関連

番号:2

受付日	30年3月2日	所管省庁への検討要請日	30年4月17日	回答取りまとめ日	30年7月23日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	介護事業における各種手続書類の指定権者ごとに異なる様式の統一
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 介護事業者が各種手続(介護事業所の管理者交代、介護職員処遇改善加算申請等)を行う際、各事業所の指定権者(都道府県知事、市町村長等)に対して提出する関係書類について、指定権者ごとに異なっている様式の統一を推進すべきである。</p> <p>【提案理由】 複数の都道府県・市区町村に亘り事業を展開する介護事業者は、各種手続の際、指定権者ごとに異なる様式に合わせて記載内容を整えるために多くの時間を費やしている。厚生労働省の「行政手続コスト削減のための基本計画」でも、介護サービス事業者の各種手続の添付書類に関して、自治体ごとのばらつきがあるとの認識が示されており、同計画における課題としても取り組むべきである。 神奈川県では、「平成29年度分の福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の届出」について、県内共通の様式を設けているが、このような事例も参考にして様式の統一を推進すべきである(参考「障害福祉情報サービスかながわ」http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/)。</p>
提案主体	一般社団法人 日本経済団体連合会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	介護保険サービス事業者が指定権者に提出する各種手続の書類は、介護保険法等に基づき、提出する関係書類の様式を各指定権者が定めている。 なお、厚生労働省においては、通知により参考様式を提示している。	
該当法令等	「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考様式(案)について」(平成18年2月28日厚生労働省老健局振興課)、他	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>・国及び自治体が求める帳票等については「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月閣議決定)において「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、帳票等の文書量の半減に取り組む」こととされており、今後必要な見直しを検討する予定です。</p> <p>・様式の統一については、厚生労働省はすでに都道府県等に対して参考様式を示しているところですが、上記の検討に併せて、今後必要な対応を検討する予定です。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

部会関連

番号:3

受付日	30年3月2日	所管省庁への検討要請日	30年4月17日	回答取りまとめ日	30年7月23日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	外国人雇用状況届出における届出様式および届出先の統一
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>外国人雇用状況届出について、雇用保険被保険者となる外国人の場合と、雇用保険被保険者とならない外国人の場合では、届出様式が異なり、届出先となるハローワークも異なっている。</p> <p>届出様式を統一化することや、被保険者とならない者に係る届出についてもe-Govの電子申請システムから届出できるようにすることで、管轄するハローワークに拘わらず、外国人雇用状況届出の手続きを本社等で一括して実施できるようにすることを求める。</p> <p>平成29年度規制改革実施計画を踏まえ策定された、厚生労働省の「行政手続コスト削減」のための基本計画」において、厚生年金保険、健康保険、労働保険、雇用保険等の届出契機が同じ各種手続きの届出様式の統一化に取り組むとされているが、その取り組みの一環としても検討されるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>外国人雇用状況届出の提出先は、雇用対策法施行規則第10条において</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者については雇用保険被保険者資格取得届と併せて届け出ること ○被保険者とならない者については様式第3号で届け出ること <p>とされていることから、被保険者については雇用保険適用事業所を管轄するハローワークが届出先となり、被保険者とならない者については勤務先事業所の所在地を管轄するハローワークが届出先となっている。</p> <p>被保険者とならない者に係る届出手続き自体はインターネット上の外国人雇用状況届出システムを利用することで、本社等で一括して事務を行うことが可能であるが、全国に店舗等施設(雇用保険非適用事業所)を有する事業者の場合は、届出先となる管轄のハローワーク単位で同システムの事業所番号(ユーザーID)を取得する仕様となっているため、本社等で一括して事務を行う場合は、ログイン・ログアウトにより、届け出るハローワークごとにユーザーIDを切り替えて作業しなければならず、作業が煩雑である。</p> <p>管轄のハローワーク単位で事業所番号(ユーザーID)を発行することの政策上の必然性はないと考えられ、雇用保険適用事業所単位で、単一のユーザーIDを発行し、管轄するハローワークを跨ぐ届出を一括して行うことができるようにする、もしくはe-Govの電子申請システムを通じて、電子署名を利用して届出ができるようにすべきである。</p> <p>なお、外国人雇用状況届出書の様式については、マイナンバーを軸としたバックヤード連携を念頭においた見直しを検討すべきである。</p>
提案主体	一般社団法人 日本経済団体連合会

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	外国人労働者を雇い入れる際には、その労働者が雇用保険の被保険者となる場合は雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワークに、被保険者とならない場合は事業所の所在地を管轄するハローワークに外国人雇用状況の届出を行うこととしております。	
該当法令等	雇用対策法第28条、雇用対策法施行規則第12条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	ご提案の件ですが、未届けの防止及び行政手続きの簡素化の観点から、外国人雇用状況届出のうち雇用保険の被保険者となる外国人については、雇用保険の取得・喪失手続きと一括して行っていただくこととしております。また、被保険者とならないアルバイト等の外国人労働者については、本社では雇用管理の状況について把握せず、各々の就業場所に任せている場合が多いと考えられるため、ハローワークでの確な雇用管理改善指導等が行えるよう、就業場所を所管するハローワークに届出を提出していただくこととしております。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

部会関連

番号:4

受付日	30年4月16日	所管省庁への検討要請日	30年5月24日	回答取りまとめ日	30年6月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	法人設立手続をオンライン・ワンストップ化すること
具体的内容	<p>【要望内容】</p> <p>ア. 定款認証に電子申請の仕組みを構築すること</p> <p>イ. 取得に手間とコストがかかっている添付書類を行政機関間の情報連携により徹底的に削減すること</p> <p>【理由】</p> <p>法人の設立にあたっては、法務局への届出の前に、公証人役場において、公証人による面前での定款認証が必要となり、オンラインでの手続ができないため、電子申請の仕組みを構築する必要がある。</p> <p>また、「登記事項証明書」などを何度も手数料を支払って入手し、行政のそれぞれの窓口に提出する必要があるため、行政機関間の情報連携により、添付書類を徹底的に削減することが求められる。</p>
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	内閣官房法務省
制度の現状	<p>ア. 定款認証に電子申請の仕組みを構築すること</p> <p>定款認証の手続については、公証人の面前確認が必要なため、公証人役場に出頭する必要があります。</p> <p>イ. 取得に手間とコストがかかっている添付書類を行政機関間の情報連携により徹底的に削減すること</p> <p>法人設立登記後、各行政機関において手続の添付書類として登記事項証明書が必要とされている場合には、登記手数料を納付して登記事項証明書の交付を請求する必要があります。</p>	
該当法令等	公証人法第62条ノ3第、公証人法第62条ノ6 商業登記法第10条	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	<p>ア. 定款認証に電子申請の仕組みを構築すること</p> <p>現在、オンラインでの手続が可能となるよう、電子定款を対象として、テレビ電話等による定款認証を可能とする取組を予定しているところです。</p> <p>イ. 取得に手間とコストがかかっている添付書類を行政機関間の情報連携により徹底的に削減すること</p> <p>登記事項証明書(商業法人)の提出を必要とする全手続について、2020年度以降、登記事項証明書の提出の原則不要化を実現するため、法務省において、2020年度までに、各府省のニーズを踏まえて、情報連携の仕組みを構築するとともに、各府省において、各手続における登記事項証明書の省略の実施に向けた検討を進めることとしております(デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント関係会議決定)参照)。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

部会関連

番号:5

受付日	30年4月29日	所管省庁への検討要請日	30年5月24日	回答取りまとめ日	30年6月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	会社設立手続きのルールの特化について
具体的内容	<p>株式会社を設立する場合、定款を作成し、公証人役場の認証を受ける必要がある。このとき、定款作成日以降に資本金を払い込むことになるが、法務局によっては、定款認証日以降に払込みをするように指導されている。</p> <p>そして、定款作成日後、認証日までに払込みをしていた場合は、法務局の登記官によっては、払込みを再度やり直すように補正が命じられる場合もある。</p> <p>そこで、資本金の払い込みのタイミングについては、認証日より前で構わないのかなど、法務省において全国統一のルールを設けて対処して頂きたい。</p> <p>次に、電子定款を作成して、公証人役場の認証を受ける場合、公証人によっては、電子署名をした日を、定款作成日と一致するように指導がされており、作成日と電子署名日が異なる場合は、日付を揃えるように補正が命じられている。</p> <p>そこで、法務省においては、電子定款の作成日と、電子署名をした日が一致していなければならないのか、一致していなくても構わないのかについて、全国統一のルールを設けて対処して頂きたい。</p> <p>最後に、これらの手続きだけでなく、電子定款においては、パソコンで表記が難しい異体字の氏名表記の取扱いの問題が生じている。そのほか、印鑑証明書記載の「1丁目1番1号」と、登記簿記載の「一丁目1番1号」などの表記方法の相違も含めて、誰でも補正なく会社設立手続きが出来るように、統一的な取扱いのガイドラインを作成し、公表していただきたい。</p>
提案主体	個人

	所管省庁	法務省
制度の現状		<p>ア. 資本金の払込みのタイミングについて</p> <p>原則として、定款認証後に払込みがされていることを要しますが、定款認証前の日付で払込みがされた場合であっても、発起人間で出資に係る金銭の払込額を定めた後に払込みがされたときは、設立に際して出資される財産の価額に相当する出資があったものと解することができるので、払込額について定めた定款の作成日又は発起人全員の同意書の作成日以降に払込があった場合については、設立の登記の申請を受理する取扱いとしています。</p> <p>イ. 電子定款に係る電子署名の日付について</p> <p>電子定款において記載されている作成日は、電子署名の日と一致していなくても、そのことのみをもって不適切な記載となるわけではありません。</p> <p>ウ. 会社設立手続きに関するガイドラインについて</p> <p>「統一的な取扱いのガイドライン」は作成していませんが、申請人の効率的な申請に資するべく、設立登記を含めた登記申請手続きに関する申請書様式及び添付書類の例等を作成し、法務局ホームページで公開しています。</p>
該当法令等	会社法第26条第2項、第32条第1項第2号、第34条第1項、商業登記法第47条第2項第5号	
対応の分類	ア、ウ現行制度下で対応可能イ事実誤認	
対応の概要		<p>ア. 資本金の払込みのタイミングについて</p> <p>左記の取扱いについては既に法務局に周知しているところですが、今年度中に改めて周知することとします。</p> <p>イ. 電子定款に係る電子署名の日付について</p> <p>電子定款において記載されている作成日に関して、電子署名の日と一致しないことのみをもって補正を要するものではないことについて、各公証人において再確認するようにします。</p> <p>ウ. 会社設立手続きに関するガイドラインについて</p> <p>法務局ホームページに掲載している申請書様式・添付書類の例については、より申請人に分かりやすいものになるよう今後も随時改善していくこととします。</p>

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

部会関連

番号:6

受付日	30年5月6日	所管省庁への検討要請日	30年6月12日	回答取りまとめ日	30年7月23日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	ソフトクリーム of 移動販売について
具体的内容	<p>第59回規制改革会議におきまして、具体的な事例でも取り上げているソフトクリーム of 移動販売 of 営業許可が得られる場合と得られない場合とがあり、都道府県、自治体で異なるとの指摘があるとの事でした。回答を伺いました所、規制改革推進室より地方自治体に任せるとのことで、私が居ります愛媛県でも許可を得る事が出来ませんでした。</p> <p>食品衛生 of 条例が施行されましたのが、昭和22年、営業設置 of 基準に基づく食品衛生法、これが昭和28年です。平成15年に一部改訂はしておりますが、この条例では現在のニーズには遅れをとっているのではないのでしょうか？</p> <p>昨今 of 移動販売車には、固定店舗と同様 of 設備が備わっております。</p> <p>衛生面でも既存 of 店舗と同様に注意しております。</p> <p>条例 of 改定をするならば、かなりの時間がかかると伺いました。</p> <p>でしたら、新しくソフトクリーム of 移動販売 of ガイドライン of 制定、地方自治体へのマニュアルを作成していただいて、少しでも県条例と自治体が歩み寄れるように働きかけてもらえませんか？</p> <p>都道府県、地方自治体で許可が得られるのならば、特産品 of 宣伝にもなることと信じております。移動販売による働き方改革にもなりますし、雇用対策にも繋がるのではないのでしょうか？</p>
提案主体	個人

	所管省庁	厚生労働省
制度 of 現状	<p>食品衛生法第51条及び食品衛生法施行令第35条に規定する公衆衛生に与える影響が著しい営業を営もうとする者は、食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行規則第67条第1項の規定により、営業所所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区)に於ては、保健所設置市長又は特別区区長)の許可を受けなければならないこととされています。この許可 of 基準(施設基準)は、食品衛生法第51条の規定に基づき、都道府県、中核市、指定都市が条例で定めることとされています。</p>	
該当法令等	食品衛生法第51条、第52条第1項、食品衛生法施行令第35条、食品衛生法施行規則第67条第1項	
対応 of 分類	検討を予定	
対応 of 概要	<p>公衆衛生に与える影響が著しい営業 of 許可 of 要件については、食品衛生法で、都道府県等が地方自治法上 of 自治事務として条例で定めることとされており、営業施設等に関する基準 of 緩和については、都道府県 of 判断に委ねられているため、現行法では、国が対応を行うことは困難です。</p> <p>ただし、複数の地域にまたがって移動販売を行う場合 of 営業許可手続については、関係都道府県等 of 間で、同水準 of 施設基準が確保されており、監視指導 of 方法、違反判明時 of 通報体制、行政処分 of 取扱い等について調整がなされている場合は、営業所等所在地を管轄する都道府県知事等のみが営業許可を行う取扱いとするよう、事業者 of 負担軽減等を図る観点から、都道府県等に対し、通知による技術的助言を行っております(「自動車による食品 of 移動販売に関する取扱いについて」平成29年11月6日付け薬生食監初1106第2号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)。</p> <p>また、平成30年6月13日に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)」において、営業許可 of ための施設基準について、都道府県等が条例で定めるときは、厚生労働省令で定める基準を参酌することとしていることから、結果として、全国的な平準化 of 推進が可能となると考えています。今後は、本改正法 of 施行(公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)と併せて措置する予定です。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

本会議関連

番号:1

受付日	29年9月28日	所管省庁への検討要請日	29年11月6日	回答取りまとめ日	30年7月23日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	道路運送法の見直し⇒貨客混載の解禁について
具体的内容	一部エリアでは、救済事業の形で解禁をされているが他地区へ拡大されていない。 タクシーでの荷物運搬ニーズ高く、現状の過疎地中心の緩和ではなく、都心部等でも実証実験を実施していきたい。 高齢化社会が進み、宅配ニーズが高まっている中、自宅への配送手段の構築、人材の確保が非常に難しい。運送業者のみでなく、近隣へのお届け需要を掘り起こすことでより利便性が向上するため、貨客混載の解禁についてご検討いただきたい。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」(平成29年国自安第97号、国自旅第128号、国自貨第64号自動車局長通達)により、乗合バスは全国で、貸切バス、タクシー、トラックについては過疎地域において、旅客及び貨物の両事業の許可をそれぞれ取得した場合には、一定の条件のもとで、バス車両やタクシー車両を用いた貨物運送又はトラック車両を用いた旅客運送を行うことが可能です。	
該当法令等	・道路運送法 ・貨物自動車運送事業法	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	利用者ニーズや生産性向上と人手不足解消の観点を踏まえ、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)におけるタクシー車両を利用した貨物運送の在り方について、検討を開始する。なお、当該検討については、関係者の意見も踏まえるとともに、輸送の安全及び利用者利益の保護が損なわれないように留意して行う。【平成30年度検討開始・平成31年度結論】	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

本会議関連

番号:2

受付日	30年2月22日	所管省庁への検討要請日	30年3月13日	回答取りまとめ日	30年4月20日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	外国語による第二種運転免許学科試験の実施
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 外国語による第二種運転免許の学科試験の実施を周知徹底すべきである。</p> <p>【提案理由】 警察庁通達「学科試験の適正な管理について」(平成24年8月17日付警察庁丁運発第93号)では、各運転免許試験場において、地域の実情を踏まえ、外国語による学科試験の実施に積極的に取り組むこととしている。外国語による第二種運転免許学科試験が行われるようになれば、より多くの外国人に第二種運転免許の取得機会を提供することになる。旅客運送業における運転手不足の軽減、インバウンドに対応できる運転手の確保につながる事が期待できる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	警察庁
制度の現状	<p>外国語による学科試験の実施については、御指摘のとおり、「学科試験の適正な管理について」(平成24年8月17日付け警察庁丁運発第93号)において、「地域の実情を踏まえ、ニーズがある場合には、その実施に向けて積極的に取り組むこと」としています。当庁においては、各都道府県公安委員会からの要望を踏まえ、外国語による第一種免許の学科試験の問題例として、英語、中国語、ポルトガル語等によるものを作成し、都道府県警察に示達しています。各都道府県公安委員会においては、これらの言語に限らず、地域におけるニーズを踏まえ、現在外国語による学科試験を実施しています。</p>	
該当法令等	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条第1項第3号 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第25条</p>	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	<p>外国語による学科試験の実施については、地域のニーズに応じ、各都道府県公安委員会が適切に判断すべきものであるところ、第二種免許の学科試験についても同様であると考えております。</p> <p>なお、警察庁としても、御提案にある外国語による第二種運転免許について、旅客自動車運送事業の関係団体からの要望がある場合や、各都道府県公安委員会からの要望がある場合等には、関係省庁と連携し、必要な対応を検討してまいりたいと考えています。</p>	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

本会議関連

番号:3

受付日	30年2月22日	所管省庁への検討要請日	30年3月13日	回答取りまとめ日	30年6月15日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	都市部における旅客運送と貨物運送の事業のいわゆる「かけもち」(貨客混載)の容認
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 旅客運送と貨物運送の事業のいわゆる「かけもち」のうち、①貸切バス・タクシーによる貨物運送、②自家用車有償旅客運送者による貨物運送、③トラックによる旅客運送について、都市部においても認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 現行制度で認められている旅客運送と貨物運送の事業の「かけもち」の類型のうち、①乗合バスによる貨物運送は全国で認められているのに対し、②貸切バス・タクシーによる貨物運送、③自家用車有償旅客運送者による貨物運送、④トラックによる旅客運送は過疎地域のみでしか認められていない。 貨物・旅客運送業における運転手不足が深刻化するなか、都市部においても、「かけもち」解禁へのニーズは高い。貨物・旅客運送需要により柔軟に対応できるようになるため、運送事業の効率化および運送サービスの利便性向上が期待できるなど、事業者・利用者双方にとってメリットがある。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁	国土交通省
制度の現状	「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」(平成29年国自安第97号、国自旅第128号、国自貨第64号自動車局長通達)により、乗合バスは全国で、貸切バス、タクシー、トラックについては過疎地域において、旅客及び貨物の両事業の許可をそれぞれ取得した場合には、一定の条件のもとで、バス車両やタクシー車両を用いた貨物運送又はトラック車両を用いた旅客運送を行うことが可能です。	
該当法令等	道路運送法(昭和26年法律第185号)第4条、第43条 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条、第35条、第36条 「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」(平成29年国自安第97号、国自旅第128号、国自貨第64号自動車局長通達)	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	他人の需要に応じ、自動車を使用して旅客又は貨物を有償で運送する事業については、道路運送法及び貨物自動車運送事業法により、輸送の安全確保及び利用者利益の保護が図られており、それぞれの事業に適した車両で運送することが原則となっています。 過疎地域では人口減少に伴う輸送需要の減少が深刻な課題となっており、輸送の安全確保や利用者の利益の保護の観点から踏まえつつ、人流・物流サービスの持続可能性を確保するため、人流・物流の維持が困難になっている過疎地域に限り、例外措置として、両事業の許可をそれぞれ取得した場合には、一定の条件のもとで事業の「かけもち」を行うことができるよう措置を講じたところです。 都市部においては、旅客及び貨物運送事業者が多数存在しており、過疎地域とは状況が異なることから、「かけもち」を認めることは困難です。	

区分(案)	△
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:1

受付日	30年5月17日	所管省庁への検討要請日	30年6月12日	回答取りまとめ日	30年7月23日
-----	----------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	労働者派遣法第35条の4第1項の政令で定める業務に「看護業務」を加え看護師の短期派遣を可能とすること
具体的内容	<p>我が国には現在約200万人の看護師がいますが、そのうちの約70万人は看護業務に携わっておらず、その大半が結婚して家庭に入った看護師です。その離職中の看護師からは以下の様な希望が数多くあります。</p> <p>1、出産・育児が一段落したら再度看護現場に復帰したい、については今のうちから週1日でも看護に携わってスキルを落とさないようにしたい</p> <p>2、将来の復帰は今のところ考えていないが看護師の資格を持っているので、月に数日だけでも看護師として働き社会の役に立ちたい</p> <p>3、家事に差し障りのない範囲で、週に1～2日程度は看護業務に従事し副収入を得たい</p> <p>看護師については、既に医療関係を除いて一般派遣が認められていますが、2012年に改正された労働者派遣法第35条の4で、施行令で定める業務を除いては短期派遣（日雇い派遣）が改めて禁止され、看護業務も禁止の対象となりました。</p> <p>しかし、労働者派遣法第35条の4第1項における「専門知識を要する業務で当該労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼす恐れのない業務」については短期派遣を認めるとされており、国家資格である看護師の業務がこれに該当しないと考える正当な理由はありません。</p> <p>現在、国は積極的に在宅医療ならびに介護を推進していますが、在宅医療は急性期医療とは異なり日常の疾病管理に主眼が置かれ、その担い手の主力は看護師であり、今後ますますその需要が増大する事、また、建前として介護は非傷病者に対するものですが、実態は殆どの対象者が疾病を患っていることから、これも看護師が重要な役割を担わざるを得ません。なお、その訪問看護や介護を請け負う事業者は何れも小規模であり、看護師の突然の欠勤や急な看護・介護ニーズの増大に全く対応しきれていません。一方、短時間でも看護業務に携わりたいという看護師の要望があり、他方で短時間でも看護師を必要とする状況があるにもかかわらず、それを労働者派遣法が阻んでいるのは如何にも不合理です。</p> <p>労働者派遣法が労働者の保護にあることは法の第1条に明記されており、短期派遣の派遣禁止もその趣旨に沿ったものですが、看護業務に関しては絶対的に人材の供給が不足しており、短期派遣によって看護師が不利益を被る懸念は全く有り得ません。</p> <p>以上により、労働者派遣法施行令第4条を改正して「看護」を日雇派遣禁止の例外業務に追加し、看護師の短期派遣を可能とするよう要望いたします。</p>
提案主体	民間団体

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>看護師の業務である「療養上の世話又は診療の補助」のうち、病院等(障害者支援施設等の中に設置された診療所を除く。)、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるもの(訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。)については、労働者派遣法上、紹介予定派遣をする場合及び当該業務が産前産後休業、育児休業又は介護休業を取得した労働者の業務である場合を除き、労働者派遣事業を行うことができません。</p> <p>一方、労働者派遣法第35条の4の規定により、日雇労働者(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者である労働者をいう。以下同じ。)について労働者派遣を行うことは、「その業務を迅速かつ確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務(以下「例外業務」という。)について労働者派遣をする場合」又は「雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合」を除き、原則として禁止されています。</p> <p>したがって、看護師の業務について労働者派遣事業を行うことができる場合がありますが、その場合であっても、看護師が日雇労働者である場合には、看護師の業務が例外業務に該当しないため、当該看護師が60歳以上である場合などの「雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合」でない限り、労働者派遣を行うことができません。</p>	
該当法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条第1項3号、第35条の4第1項 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第2条、第4条 保健師助産師看護師法第5条	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	<p>日雇労働者について労働者派遣を行うこと(以下「日雇派遣」という。)は、原則として禁止されていますが、対象となる業務が「迅速かつ確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務」であることのほか、「労働者派遣により日雇労働者を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務」である場合には、個別に政令で指定した上で、例外的に日雇派遣を行うことが認められています。</p> <p>看護師の業務については、現在、労働者派遣事業が認められている特別養護老人ホーム等において行われるものであっても、点滴、インスリン注射、服薬管理等の医療行為が発生しうることや、生命身体の保護に関わるものであるため、夜間における就業が定期的に求められる場合や緊急の業務が発生する場合があることなど安全衛生上の問題が発生しないよう留意する必要がある業務であり、適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないとは認められません。</p> <p>したがって、看護師の業務について日雇派遣を行うことができるようにすることは困難です。</p>	

区分(案)	◎
-------	---